

LS12地方

受験番号

2013年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 民法・民事訴訟法

(120分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は民法と民事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 民法

Aは、平成24年2月1日、死亡した。Aの相続人は、妻B、長男Cであった。Aの遺産は、本件建物と株式であった。B、C間では、5月1日、遺産分割協議が成立し、本件建物をBが相続し、株式全部をCが相続することとなった。

その直後、Cは、商売に失敗し、多額の負債を抱えたため、6月1日、本件建物を自分が単独相続した旨の所有権移転登記をしたうえ、本件建物をDに売却して、Dに対する所有権移転登記がされた。

Bは、Dに対し、本件建物についてされた所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができるか。

## 専門論文試験 民事訴訟法

- 1 XはYに対して2500万円の売買代金債権を有している。約束した期限が来てもYがいつこうに支払おうとしないので、Yに対して支払請求の訴えを提起することを考えている。ただし、Yのめぼしい財産としては評価額1500万円の土地甲しかないので、とりあえず2500万円のうち1500万円の支払いを求める訴えを提起することにした。
- 2 この訴訟において、Yは2500万円全額の弁済を主張しながら、万が一弁済が認められない場合に備えて、「Xに対しては1500万円の貸金債権をもっているので、それを自働債権として訴求債権と相殺する」と主張した。
- 3 審理の結果、Xの2500万円の売買代金債権はその発生が認められたものの、Yの主張した弁済は認められず、自働債権として主張した貸金債権については1250万円の発生が認められた。

[設問1] この場合、裁判所はどのような判決を言い渡すべきか、説明しなさい。

[設問2] 設問1の判決がそのまま確定した場合、それにはどのような効力が生じるのか、説明しなさい。